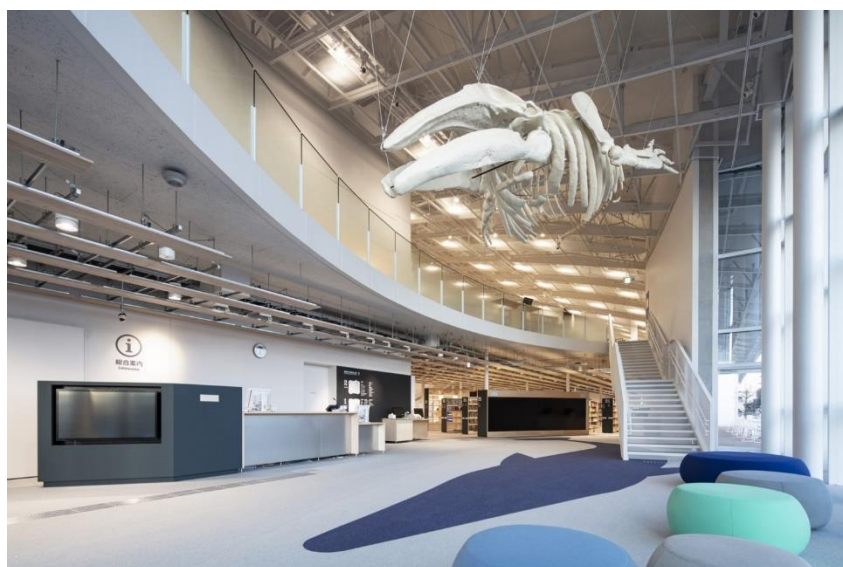


昭島市文化芸術推進基本計画

令和4年度～令和13年度



昭 島 市

はじめに

文化芸術活動は、人々の心を豊かにし、生活に潤いと喜びを与えてくれるものです。

また、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互理解、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和にも寄与するものであります。

本市における文化芸術施策につきましては、これまで「昭島市文化芸術振興基本条例」に基づき、平成22年に策定した「昭島市文化芸術の振興に関する基本方針」を指針として展開してまいりました。

この間、「昭島・昭和の森 武藤順九彫刻園」の設置・運営や昭島市内芸術家公募展の実施など、身近に芸術に親しむことのできる環境の整備、市民の文化芸術活動の支援に努め、文化芸術の振興に資する施策を積極的に展開してまいりました。とりわけ、令和2年に開館したアキシマエンスिसにつきましては、本市のシンボリックな知の拠点施設として、多くの皆様に愛着と親しみをもち利用いただいているところであります。

今般、この「基本方針」の策定から10年余りが経過していること、また、平成29年に改正された「文化芸術基本法」の趣旨を踏まえ、令和4年度を初年度とする昭島市総合基本計画の分野別計画として、その内容と整合をとる中で、新たに「文化芸術推進基本計画」を取りまとめました。

今後におきましては、新たな文化芸術推進基本計画に基づき、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携を図り、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用するなど、文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

文化芸術の主役である、市民のみなさまの活動がさらに発展するよう、そして、子どもから高齢者、障害者など市民の誰もが文化芸術を身近で味わい、心豊かで潤いのある暮らしを実感できるよう努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、今般のコロナ禍にも関わらずご協力をいただきました「昭島市文化芸術推進基本計画策定検討委員会」の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をお寄せくださいました、多くの市民の皆様、関係各位に対しまして、心よりお礼を申し上げます。

令和4年3月

昭島市長 臼井伸介

目 次

第 1 章 基本方針

I. 計画策定の背景	2
II. 計画の位置づけ	3
III. 基本的考え方	4
1. 基本理念	4
2. 文化芸術推進の視点	5
3. 基本方針	6

第 2 章 基本計画

I. 基本計画とは	10
II. 基本計画の期間	10
III. 施策の対象範囲	11
IV. 昭島市の文化芸術活動の状況	12
1. 市民の活動	12
2. 団体の事業及び活動	12
3. 市、学校等の事業	13
V. 昭島市の文化芸術施策の目指す姿	14
VI. 施策の体系	15
基本施策① 文化芸術活動への支援	18
基本施策② 文化芸術に接する機会の充実	20
基本施策③ 伝統文化の継承と文化財の保存・活用	24
基本施策④ 多様な主体と連携した文化芸術活動の促進	26

VII. 推進のために	28
1. 文化芸術推進の担い手	28
2. 多様な主体との連携・協働	29
3. 情報の収集及び提供	29
4. 顕彰制度の検討	30
5. 市民意見の反映	30
6. 推進体制の整備	30

付属資料

資料 1	昭島市の歴史的文化遺産	32
資料 2	文化芸術に関するアンケート調査	34
資料 3	昭島市文化芸術振興基本条例	46
資料 4	昭島市文化芸術推進基本計画策定検討委員会	49
資料 5	昭島市文化芸術推進基本計画策定庁内検討委員会	52
資料 6	文化芸術基本法	56

◆ 第1章 基本方針

I 計画策定の背景

目まぐるしく変化する社会情勢や人生100年時代の到来により、市民の価値観や生活意識は大きく変わり、ものの豊かさから心の豊かさや生きがいのある充実した生活を求めるようになり、文化や芸術への関心が高まってきています。また、時代の経過とともに新たなジャンルの文化や芸術活動も生まれています。

昭島市では、これまでも地域文化の向上をめざして、昭島市民会館を活用した自主事業や、行政・企業・芸術家との連携による「昭島・昭和の森 武藤順九彫刻園」の設置・運営等、多様な芸術鑑賞の機会の提供や場の確保に努めてきました。また、市民の文化活動の振興を図るため、日常的な活動場所の提供をはじめ、市民文化祭、芸術祭への支援や、市役所市民ロビー、商業施設におけるあきしま市内芸術家三人展の開催等、発表機会の提供などを行ってきました。

併せて、歴史的文化遺産や郷土芸能などの調査・保存・継承に努めるとともに地域が育んできた歴史や伝統を大切にしながら、心の豊かさを実感でき、市民の感性がいきいきと輝く文化の薫るまちづくりに取り組んできました。

令和2（2020）年には、図書館機能を中心とした知の拠点として、また、多文化共生の推進や国際交流の拠点として、アキシマエンスを開館しました。アキシマエンス内には郷土資料室も併設されており、郷土芸能、地域文化等、その魅力を最大限伝えられるよう、常設展示や企画展を開催するなど、その発展と継承に努めています。

平成29（2017）年6月、「文化芸術振興基本法」が改正され、「文化芸術基本法」（以下「基本法」という。）が施行されました。その中で、文化芸術に関する施策の推進にあたっては、これまでの文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との連携を図ること、また、文化芸術により生み出される様々な価値を活かしつつ、伝統的な文化芸術の継承、発展及び創造を促進することの重要性が示されました。

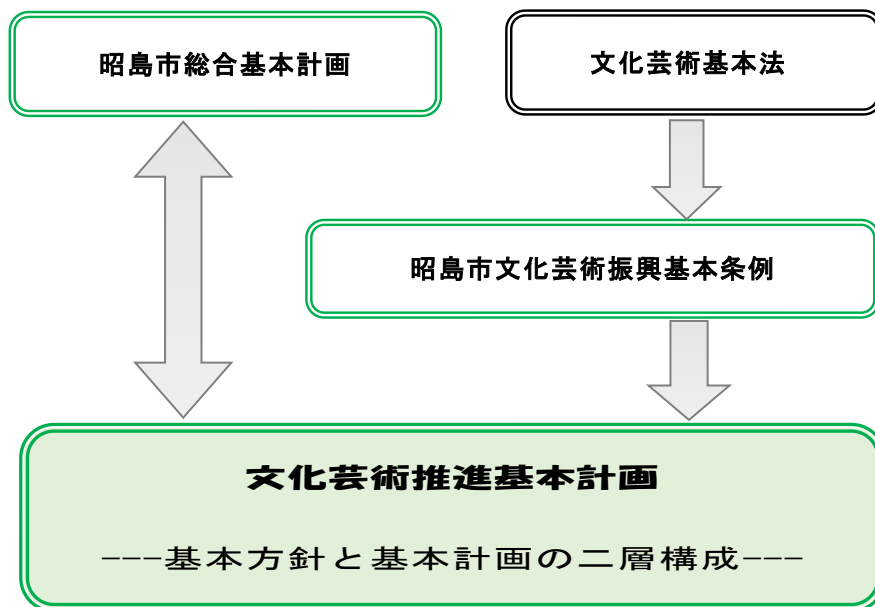
本市では、平成20（2008）年12月に制定した「昭島市文化芸術振興基本条例」（以下「条例」という。）に基づき、文化芸術の振興施策を推進していくための「基本方針」を策定し、各種施策を展開してきたところですが、新たな基本法の趣旨を踏まえて、「基本方針」を改定し、新たに「文化芸術推進基本計画」を策定して今後の文化芸術の推進に向けた具体的な施策を展開し、心豊かで活力ある昭島市の実現に努めてまいります。

Ⅱ 計画の位置づけ

この計画は、昭島市の文化芸術の振興を図るための基本的考え方を示すものとして制定された条例第6条に基づく「昭島市文化芸術の振興に関する基本方針」を基軸とし、改正された基本法の趣旨を踏まえ、今後の文化芸術の推進に向けた具体的な施策を展開していくための計画を一体的に盛り込むものです。「基本方針」とその推進を図るための「基本計画」の二層で構成する新たな計画として策定します。

また、この計画は、昭島市総合基本計画の分野別計画として、本市の文化芸術推進の計画として位置づけます。

本計画における基本方針の対象期間は、令和4（2022）年度から10年間とし、社会経済状況の変化や施策の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて見直すこととします。



1 基本理念

昭島市の文化芸術の振興にあたっては、条例第2条に掲げる次の5点を基本理念として、施策を推進します。

- (1) 市民の自主性及び創造性が十分に尊重され、市民による多様な文化芸術活動が促進されるよう配慮します。
- (2) すべての市民が文化芸術を創造し、享受する権利を有することを踏まえ、市民が等しくこれを鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備を図ります。
- (3) 郷土の歴史や風土の中で培われ、先人から受け継がれてきた文化芸術が保存され、将来に継承されるよう配慮します。
- (4) 文化芸術に係る市内さらには国の内外の地域との交流が推進されるよう配慮します。
- (5) 広く市民の意見が反映されるよう十分配慮します。

2 文化芸術推進の視点

文化芸術は、これを創造するものにとっては自らの思いや感情を表現する自発的な行為であり、優れた文化芸術作品は人々に感動や喜び、精神的安らぎをもたらすものです。この文化芸術の創造と享受は、いずれも何人も侵すことのできない人間固有の権利であり、自主的・自発的な営みであるといえます。

それゆえ、まさに文化芸術活動の主体は市民であり、市民の自主性や創造性が最大限保障されることが必要です。この基本的な考え方を市全体で共有していくことが、文化芸術活動を活性化し、豊かで個性ある地域社会を築くこととなります。

また、地域の歴史・風土に培われた文化芸術を保護・継承し発展していくことは、市民の感性を豊かにするとともに、新しい文化を生み出し、それがまた新たな市の歴史や伝統になっていきます。

さらに、市内はもとより国の内外との交流を図ることは、お互いの文化芸術に対する意識や感性を刺激し、文化芸術の幅と深みを広げることにつながります。

そして、文化芸術を地域資源として、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野と有機的・広域的に連携させるとともに、そこから生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することで、地域の活性化につなげていくことが重要です。

このような文化芸術の特性を踏まえ、本市の文化芸術の振興にあたっては、次の視点を基調に施策を推進します。

【文化芸術推進の視点】

- ☆ 市民が主役の文化芸術の振興
- ☆ 地域の歴史や伝統を活かした文化芸術の創造
- ☆ 文化の薫る心豊かなまちづくり
- ☆ 多様な主体の交流の促進

3 基本方針

昭島市における文化芸術の推進に向けた施策の方針は、条例第6条の基本方針に基づき次のとおりとします。

なお、文化芸術の推進に関し、新たな事態や大きな変更が生じた場合には、その都度必要な施策を弾力的に展開することとします。

基本方針① 市民の自主的な文化芸術活動の促進

文化芸術は、人間の自由な発想や豊かな感性に基づく自発的で創造的な活動とその成果であることから、文化芸術活動に取り組んでいる人たちの自主性と創造性は最大限に尊重されなければなりません。また、人々に感動や喜び、安らぎなどをもたらす文化芸術を楽しむ享受することは、全ての市民が本来的に持っている固有の権利です。

それゆえ、昭島市の文化芸術活動を担い、新しい文化芸術を創造していく力の源は一人一人の市民です。その市民が、日々の生活の身近な場所で文化芸術に親しみ、自発的な活動が促進されるよう努めます。

基本方針② 市民の文化芸術に関する意識の高揚

市民一人一人が文化芸術を身近に感じ、親しむことができるまちを目指すためには、文化芸術に対する市民の関心と理解を高めることが必要です。

普段、文化芸術に接する機会の少ない市民の方にも、日々の生活の中で文化芸術を身近に感じ、関心を持つことができるような取組を進めます。

そして、市民が幅広く文化芸術の魅力を理解し、豊かな感性や創造力を養うことができるような施策の充実を図ります。

基本方針③ 市民の文化芸術に接する機会の拡充

文化芸術の素晴らしさを感じ、受け止めることのできる豊かな感性や創造力を育むためには、身近なところで文化芸術に接する機会を創出することが重要です。特に、多感な時期を過ごす子どもにとっては、優れた文化芸術作品に接する機会を多く持つことは、心豊かな人間形成という視点からも大切です。

多くの市民が文化芸術にふれ、感動する機会を増やすことが、昭島市全体の文化芸術の振興につながります。

また、市内外との文化活動の交流の活性化などにも努め、誰でも気軽に文化芸術に接することができるよう機会の拡充を図ります。

基本方針④ 文化芸術活動に係る環境の整備及び充実

文化芸術の振興を図るうえで、市民が身近なところで活動や発表することのできる場を確保することは不可欠です。現在多くの市民の活動場所となっている市民会館・公民館、市立会館、勤労商工市民センター、保健福祉センター、アキシマエンス等を有効的に活用し、活動場所の拡充を図ります。

また、中・長期的には、国や東京都の補助金の活用など、財源の確保に努め、計画的に文化関係施設の整備・拡充を図っていきます。

さらに、こうしたハード面だけでなく、施設の貸出方法の見直しや、文化芸術に関する情報提供の充実、文化関係団体・芸術家のネットワークの形成など、文化芸術活動を担う多様な主体の交流を促進し、制度政策面からも市民が活動しやすい環境の整備・充実に努めます。

基本方針⑤ 歴史的文化遺産と伝統的な文化芸術の保存、継承及び活用又は発展

歴史の営みの中で生み出され、今日まで伝え残されてきた文化遺産や伝統的な文化芸術は、市民の共有の財産であり、将来の文化芸術の発展の基礎となるものです。また、市民が身近にふれることで郷土に対する深い理解や愛情も育まれていきます。

これら歴史的文化遺産や伝統芸能などを保存・継承し、さらなる発展を図る施策に取り組むとともに、市民の歴史的文化遺産など、地域文化に対する関心を高め、その活用を図ります。

基本方針⑥ 文化芸術活動を担う人材の育成

多様な文化芸術を継承し、発展させ、創造していくためには、その担い手となる人材の確保・育成が必要です。現在、文化芸術活動を担っている人や団体への支援だけでなく、将来の文化芸術を主体的に担う若手の人材を確保するため、指導者、専門家の養成も含め、長期的視点に立った人材の育成が求められます。

特に子どもたちが優れた文化芸術にふれ、豊かな感性を育てることは創造力やコミュニケーション能力の育成に大きな役割を果たします。市内の学校などとも連携をとり、文化芸術の鑑賞機会を提供するとともに、発表・表現などを含む参加・体験型の事業にも取り組み、次代を担う人材の育成に努めます。



あきしま郷土芸能まつり

◆ 第2章 基本計画

I 基本計画とは

基本計画は、基本理念に示す昭島市の文化芸術の振興の実現に向けた施策の方向性を定めた基本方針に基づき、市民と行政が一体となって計画的に取組を展開していくため、昭島市の文化芸術施策の目指す姿を明らかにするとともに、基本施策を具体的、体系的にまとめたものです。

策定にあたっては、中・長期的な展望に立って、市民ニーズや社会、経済の動向を考慮するとともに、これまでの文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との連携を図ること、また、文化芸術により生み出される様々な価値を活かしつつ、伝統的な文化芸術の継承、発展及び創造を促進することを重要視する新たな基本法の趣旨を踏まえたものとしてまとめています。

II 基本計画の期間

基本方針の対象期間は令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間としていますが、基本計画は、市民ニーズや社会・経済動向に柔軟に対応し、具体的な施策を展開するため、その計画期間を以下のとおりとします。

令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間の前期計画期間、令和9（2027）年度から令和13（2031）年度までの5年間の後期計画期間とします。

後期計画については、前期計画の成果等を検証し、必要に応じ具体的な施策の検討を行います。

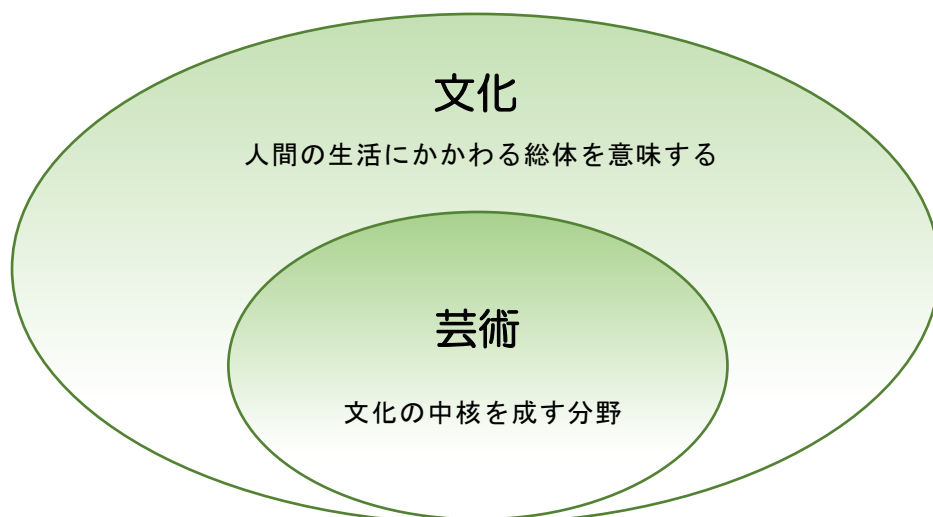
Ⅲ 施策の対象範囲

文化というものをもっとも広くとらえると、人間が自然とのかかわりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観等、およそ人間と人間の生活にかかわることの全てのことを意味します。この中で、国の新たな基本法においては、文化の中核を成す芸術、メディア芸術、伝統芸術、芸術、生活文化、国民娯楽、文化財などの文化芸術を主に推進すべき対象として規定しています。

昭島市の基本方針で対象とする文化芸術の範囲は、基本法において対象とする範囲を基本に、本市の歴史や地域性、文化芸術の現状などを踏まえ、おおむね次の分野を対象とします。

- ・ 芸術：文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術 など
- ・ 伝統芸術：雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊 など
- ・ 芸術：講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱 など
- ・ 生活文化：茶道、華道、書道その他の生活に係る文化、食文化
- ・ 国民娯楽：囲碁、将棋その他の国民的娯楽
- ・ 文化財等：有形・無形・民俗・天然記念物などの文化財

文化・芸術のイメージ図



文化の中核を成す芸術を中心として、芸術的要素を多分に含むメディア芸術、伝統芸術、芸術、生活文化、国民娯楽、文化財等が本計画の対象となります。

IV 昭島市の文化芸術活動の状況

1 市民の活動

現在、昭島市では、多くの市民が日常的に、公民館や市立会館、アキシマエンス等を利用して活発に文化・芸術活動を行っています。こうした市民の日頃の活動は、毎年開催される「昭島市民くじら祭」、「市民文化祭」、「産業まつり」、「青少年フェスティバル」などでその成果が発表されています。

特に、市民会館・公民館を会場に毎年10月中旬から11月初旬にかけて開催される「市民文化祭」は、70を超える団体や市民が参加し、演奏・演芸、展示、対局・つどい等の多彩な催物が行われ、その企画・運営は各部門から選出された運営委員によって担われています。この「市民文化祭」には、毎年、延べ1万2千人を超える市民が鑑賞に訪れ、市民相互の交流の場ともなっています。

また、毎年11月に行われる「青少年フェスティバル」も、ダンスや音楽など青少年の文化芸術活動の発表と交流の場になっています。

その他、茶道、華道、書道、ピアノ等の「教室」やカルチャーセンターに通い学んでいる市民も相当数おり、本市の文化芸術の振興にとって大きな支えとなっています。

2 団体の事業及び活動

昭島市民会館文化事業協会は、身近な場所で優れた文化芸術を鑑賞する機会の提供として、年間をとおして演奏会や演劇、寄席等の事業を開催しています。

また、昭島市の文化団体として長い歴史と実績を持つ昭島市文化協会は、市民文化祭の後援団体となっているほか、毎年4月に開催する芸術祭において、各部が活動の成果を発表するとともに、独自に市民文化の振興に貢献した会員の表彰なども行っています。

さらに、昭和の森芸術文化振興会等の団体が「昭和の森 音楽祭」や「あきしま郷土芸能まつり」などを開催し、文化振興の一翼を担っています。

3 市、学校等の事業

市においては、自然とともに世界で活躍する芸術家の作品にふれあうことができるよう、行政・企業・作者の協力により、「昭島・昭和の森 武藤順九彫刻園」を設置・運営しています。これにより、市民並びに来訪者の心に潤いとゆとりをもたらし、とりわけ、将来を担う子どもたちにとって、身近に自然と芸術に親しむことのできる環境を整備しました。また、昭島市内芸術家公募展として、市内在住の芸術家から公募した作品を、毎年、市役所市民ロビーやモリタウンに展示するなど、文化芸術活動を支援しています。

令和2（2020）年には、図書館機能を中心とした知の拠点として、また、多文化共生の推進や国際交流の拠点として、アキシマエンスを開館しました。館内に併設された郷土資料室では、常設展示や企画展示を通じ、多くの市民や来訪者が郷土芸能、地域文化に親しんでいただくことで、その発展と継承に努めています。

さらに、市内の各学校では、展覧会や合唱コンクール、演劇・音楽の鑑賞会等を開催し、子どもたちに文化や芸術にふれる機会を設けています。

また、拝島日吉神社例大祭は古くから地域に引き継がれてきた貴重な伝統文化であり、多くの人を訪れる本市の魅力の一つとなっています。平成27（2015）年度に奈賀町屋台の「弁慶」人形を復元したことにより、現存する三台の屋台人形がそろうこととなりました。しかし、昭島市指定有形民俗文化財である三町（加美町、奈賀町、志茂町）の人形を立てての屋台奉えいは、大正時代以降、道路を横断する架空線が障害となり行われてきませんでした。市では、電柱の建替え、架空線の引き上げや移設を実施するなど、障害を解消し、百年来行われてこなかった本来の人形屋台の奉えいを復活させることで、地域に引き継がれる伝統文化を後世に継承し、併せて地域の活性化に取り組んできました。

その他にも、昭島市には優れた特技や技能を持った芸術家、職業人が多く在住し、それぞれの分野の第一線で活躍しています。

文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有し、心豊かな活力のある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けるという、新たな基本法の精神を前提とするとともに、基本方針の趣旨を踏まえ、中・長期的な視点から、昭島市の文化芸術施策の目指す姿を次のとおりとします。

- あきしまの地域に根ざした市民文化がいきいきと花開き、子どもや障害者などあらゆる人々が文化・芸術を身近で味わい、豊かでうるおいのある暮らしを実感しています。
- 文化・芸術活動を行っている個人や団体が、いきいきと活動しています。
- 地域の暮らしの中で守られ、継承された文化財が、先人の知と技を伝え、個性あふれる地域文化、まちづくりの重要な視点に位置付けられています。
- あきしまの文化・芸術が、多くの人を呼び込む観光資源として成長し、様々な分野の人々が交流しています。

昭島市の文化芸術施策の目指す姿を具現化していくため、次のとおり4つの基本施策を設定しました。これらを柱として、各種施策を展開していきます。

《基本施策》

- ① 文化芸術活動への支援
- ② 文化芸術に接する機会の充実
- ③ 伝統文化の継承と文化財の保存・活用
- ④ 多様な主体と連携した文化芸術活動の促進

また、基本施策ごとにSDGsの目標を明示することで、文化芸術の推進に係る様々な主体の意識を高めつつ取り組んでいきます。



SDGs (Sustainable Development Goals) は、平成27 (2015) 年9月に国連サミットにおいて、全会一致で採択された持続可能な社会の構築に向けた計画の中に掲げられた国際社会共通の目標です。社会・経済・環境と人の営み全てに関わる「17の目標」が設定されています。

17の目標の下には目標を達成させるための具体的な項目である169のターゲットが設定されています。

	<p>①貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>
	<p>②飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>
	<p>③すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>
	<p>④質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
	<p>⑤ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>
	<p>⑥安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>
	<p>⑦エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>
	<p>⑧働きがいも経済成長も すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する</p>
	<p>⑨産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る</p>

	<p>⑩人や国の不平等をなくそう</p> <p>国内および国家間の格差を是正する</p>
	<p>⑪住み続けられるまちづくりを</p> <p>都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする</p>
	<p>⑫つくる責任つかう責任</p> <p>持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>
	<p>⑬気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>
	<p>⑭海の豊かさを守ろう</p> <p>海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>
	<p>⑮緑の豊かさも守ろう</p> <p>陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p>
	<p>⑯平和と公正をすべての人に</p> <p>持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>
	<p>⑰パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>実施手段を強化し「持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップ」を活性化する</p>

基本施策① 文化芸術活動への支援



【現状と課題】

文化芸術は、人間の自由な発想や豊かな感性に基づく自発的で創造的な活動とその成果であることから、文化芸術活動に取り組んでいる人たちの自主性と創造性は最大限に尊重されなければなりません。また、人々に感動や喜び、安らぎなどをもたらす文化芸術を楽しむ享受することは、全ての市民が本来的に持っている固有の権利です。

それゆえ、昭島市の文化芸術活動を担い、新しい文化芸術を創造していく力の源は一人一人の市民です。その市民が、日々の生活の身近な場所で文化芸術に親しみ、自発的な活動が促進されるよう努める必要があります。

市では、文化芸術に係る自主的な活動の支援のため、公共施設等を活動場所として提供し、成果の発表の場として市民文化祭を開催しています。多様な分野の主体が交流し、文化芸術活動の更なる促進を図るためには、発表の場の拡充が必要です。

さらに、文化芸術関係情報の提供の充実、文化関係団体・芸術家のネットワークの形成など、制度政策面からも市民が活動しやすい環境の整備・充実を図ることが課題となっています。

【政策指標】

- ◇文化・芸術の活動をする人を増やします
- ◇市民文化祭の参加者を増やします

【施策の方向】

- ◇文化芸術活動の活動場所を提供するとともに、活動の成果や作品などの発表の機会の拡充に努めます。
- ◇市内で活動する芸術家を広く紹介する機会の拡充に努め、芸術活動、創作活動への機運醸成に努めます。

－ 主要施策 －

事業概要	担当課		
<p>市民総合交流拠点の整備</p> <p>市民交流センターの老朽化に伴う更新需要に対応し、既存施設の集約化、複合化や新たな機能を加え、多様な主体の活動拠点となる、市民総合交流拠点を整備する</p>	<p>市民総合交流拠点 施設建設担当</p>		
<p>団体紹介カードの設置</p> <p>市の施設で活動している団体を紹介し、新たに活動を始めたい市民の方をつなげる</p>	<p>生活コミュニティ 課</p>		
<p>市民文化祭の開催</p> <p>市民の日頃の文化活動の成果を発表する場として、また、市民相互の交流を図る目的で、市民文化祭を開催する</p>	<p>市民会館・公民館</p>		
<p>文化芸術に係る活動拠点の提供</p> <p>市民の活動拠点、情報交換の場として、また発表の場として、次の公共施設の貸室、設備（音楽室、陶芸室など）を提供する</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ KOTORIホール（市民会館） ・ 公民館 ・ 市立会館11館 ・ 拝島駅自由通路内展示ケース ・ 学校の特別教室 （東、中神、拝島第三小学校） ・ アキシマエンス （市民図書館、郷土資料室 など） ・ 勤労商工市民センター ・ 保健福祉センター（あいぽっく） ・ 高齢者福祉センター3館 ・ 市民交流センター ・ 松原町コミュニティセンター ・ 児童センター（ぱれっと） </td> <td style="width: 40%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> 市民会館・公民館 市民会館・公民館 社会教育課 社会教育課 社会教育課 市民図書館管理課 産業活性課 健康課 介護福祉課 生活コミュニティ課 生活コミュニティ課 子ども育成課 </td> </tr> </table>		<ul style="list-style-type: none"> ・ KOTORIホール（市民会館） ・ 公民館 ・ 市立会館11館 ・ 拝島駅自由通路内展示ケース ・ 学校の特別教室 （東、中神、拝島第三小学校） ・ アキシマエンス （市民図書館、郷土資料室 など） ・ 勤労商工市民センター ・ 保健福祉センター（あいぽっく） ・ 高齢者福祉センター3館 ・ 市民交流センター ・ 松原町コミュニティセンター ・ 児童センター（ぱれっと） 	<ul style="list-style-type: none"> 市民会館・公民館 市民会館・公民館 社会教育課 社会教育課 社会教育課 市民図書館管理課 産業活性課 健康課 介護福祉課 生活コミュニティ課 生活コミュニティ課 子ども育成課
<ul style="list-style-type: none"> ・ KOTORIホール（市民会館） ・ 公民館 ・ 市立会館11館 ・ 拝島駅自由通路内展示ケース ・ 学校の特別教室 （東、中神、拝島第三小学校） ・ アキシマエンス （市民図書館、郷土資料室 など） ・ 勤労商工市民センター ・ 保健福祉センター（あいぽっく） ・ 高齢者福祉センター3館 ・ 市民交流センター ・ 松原町コミュニティセンター ・ 児童センター（ぱれっと） 	<ul style="list-style-type: none"> 市民会館・公民館 市民会館・公民館 社会教育課 社会教育課 社会教育課 市民図書館管理課 産業活性課 健康課 介護福祉課 生活コミュニティ課 生活コミュニティ課 子ども育成課 		

基本施策② 文化芸術に接する機会の充実



【現状と課題】

市民一人一人が文化芸術を身近に感じ、親しむことができるまちを目指すためには、文化芸術に対する市民の関心と理解を高めることが必要です。

文化芸術の素晴らしさを感じ、受け止めることのできる豊かな感性や創造力を育むためには、身近なところで文化芸術に接する機会を創出することが重要です。特に、多感な時期を過ごす子どもにとっては、優れた文化芸術作品に接する機会を多く持つことは、心豊かな人間形成という視点からも大切です。

市では、文化芸術の担い手である市民への芸術鑑賞の機会を提供するとともに、市内在住の芸術家の創造活動などへの支援のため、昭和の森芸術文化振興会と連携し市内芸術家公募展を開催しています。同時開催の芸術家の卵展は、子どもたちが文化芸術活動の魅力を理解する機会となっています。また、企業や芸術家と連携し、「昭島・昭和の森 武藤順九彫刻園」を運営しています。この彫刻園は、世界を舞台に活躍している氏の作品群を、緑の自然に囲まれながら鑑賞できる場所となっています。

引き続き、市内外との文化活動の交流の活性化などにも努め、誰でも気軽に文化芸術に接することができるよう機会の拡充を図る必要があります。

【政策指標】

- ◇文化・芸術の鑑賞の機会を増やします
- ◇文化・芸術に関する講座・講演会を充実します

【施策の方向】

- ◇子どもから高齢者、障害者など、市民の誰もが、著名な芸術作品を身近に鑑賞できる機会の充実に努めます。
- ◇学校教育との連携により、子どもたちが文化芸術に接する機会の充実に努めます。
- ◇文化関係団体や美術大学と連携し、多くの市民が鑑賞機会や芸術に触れる機会を拡充します。

－ 主要施策 －

事業概要	担当課
<p>あきしま市内芸術家公募展・芸術家の卵展の開催</p> <p>昭島市内在住の芸術家から公募した作品（絵画・陶芸・写真など）を展示する</p> <p>併せて、小中学生が授業で取り組んだ作品を展示する</p>	企画政策課
<p>「昭島・昭和の森 武藤順九彫刻園」の運営</p> <p>世界で活躍する芸術家の作品を、緑の空間で自由に鑑賞できるよう、行政・企業・作者の協力により彫刻園を設置、運営する</p>	企画政策課
<p>文化芸術を観光資源とした見学ツアーの実施（P27に再掲）</p> <p>観光資源として「昭島・昭和の森 武藤順九彫刻園」「IHIそらの未来館」「家具の博物館」「アキシマエンス」等の文化芸術施設の見学を組み込んだ町あるきや、藍染体験・写真教室等のワークショップを実施する</p>	産業活性課
<p>高齢者各種教室事業の実施（P27に再掲）</p> <p>65歳以上の高齢者に対し、介護予防や健康増進を図るための各種教室事業を実施する（陶芸、書道、絵手紙）</p>	介護福祉課
<p>連合音楽行事の実施</p> <p>音楽に親しむ機会を設けるため、小学校第6学年による連合音楽会を実施する</p>	指導課
<p>小学校展覧会の開催</p> <p>小学校全校で取り組んでいる図画工作の作品から代表作品を集め、展覧会を実施するとともに、鑑賞機会を提供する</p>	指導課
<p>中学校合唱コンクールの開催</p> <p>協力する大切さや豊かな情操を育成するため、中学校において合唱コンクールを実施する</p>	指導課
<p>特別支援学級合同学習発表会</p> <p>小学校3校、中学校2校に設置してある知的障害特別支援学級の児童・生徒が、日頃の学習（劇、合唱・器楽合奏、ダンス等）の成果を舞台発表する</p> <p>また、小・中学校各1校に設置してある自閉症・情緒障害特別支援学級と小学校4校、中学校1校に設置してある特別支援教室拠点校、小学校1校に設置してある難聴・言語障害通級指導学級が、日頃の取組を紙面発表する</p>	指導課

－ 主要施策 －

事業概要	担当課
<p>市民会館自主文化事業の実施</p> <p>市民会館自主文化事業として、さまざまな分野における質の高い芸術・文化事業を実施する</p>	市民会館・公民館
<p>文化芸術に関する講座・講演会の実施</p> <p>文化芸術作品に触れ、豊かな感性を養うため、年齢に応じた講座・講演会を実施する</p>	市民会館・公民館
<p>市民図書館主催事業の実施</p> <p>子どもから一般向けまで、音楽や映画の鑑賞などの多彩な事業を実施する</p>	市民図書館管理課
<p>大学等教育機関との連携</p> <p>美術大学等と連携し、機会をとらえて市内の施設に芸術作品を展示するなど、芸術に触れる場の充実を図る</p>	各課
<p>文化芸術に関する情報の発信</p> <p>広報あきしま、公民館だより、また、市公式ホームページ、SNSなど、多様な媒体を活用し、文化芸術に関する情報を発信する</p>	各課



あきしま市内芸術家公募展



芸術家の卵展



市民文化祭（フラフェスティバル）



市民文化祭（手工芸展）



昭島・昭和の森 武藤順九彫刻園

「保全すべき樹林地に、木漏れ日に溶け込むように作品を配置し、自然とともに芸術に触れあうことができる空間を創造する」

行政、企業、作者が協力して世界に発信する、日本で初めてのプロジェクトです。

基本施策③ 伝統文化の継承と文化財の保存・活用



【現状と課題】

令和2（2020）年3月にアキシマエンス内に移転・新設された郷土資料室は、市の象徴であるアキシマクジラの化石標本の展示のほか、郷土史、地域文化を紹介し、「昭島市の知の拠点」として併設される市民図書館と連携しています。

文化財は、地域の歴史や文化への理解、「ふるさと昭島」づくりにとって重要な資産であるため、次世代に確実に継承していくことが求められています。また、現在の市の様子を後世に伝えることも文化財行政の重要な役割です。

市内には、優れた先端技術を有する民間企業が集積する一方で、古くから継承されている魅力的な伝統芸能や有形無形の文化財が数多く存在しています。

都市化による生活様式の変化や宅地開発などにより、身近な文化遺産の継承を危ぶむ声もある中、その保護・保存に努めることはもとより、新たな観光資源として位置づけ、より多くの人に訪れてもらう取組が必要です。

【政策指標】

- ◇あきしま郷土芸能まつり来場者数を増やします
- ◇郷土資料室の見学者を増やします

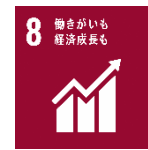
【施策の方向】

- ◇地域の文化財の収集・保護・保存を図るとともに、調査・研究に努め、その活用につなげます。また、文化財資料のデジタルアーカイブ化の充実を図ります。
- ◇学校教育や社会教育、レクリエーションの場などにおいて、文化財の効果的な活用を図ります。
- ◇文化財ボランティアや多様な媒体を活用し、文化財の案内などの周知に努めます。
- ◇貴重な文化財の展示や、最新のICT技術を駆使した映像コンテンツ、「昭島市デジタルアーカイブズ」の有効活用により、地域の歴史や文化への理解を促進し、次世代へ承継します。
- ◇地域で伝承されてきた郷土芸能などの有形無形の文化財については、多くの人がふれることができる機会を充実させ、市内に人を呼び込む観光資源として活用するとともに、次世代への継承の支援を図ります。

－ 主要施策 －

事業概要	担当課
<p><u>あきしま郷土芸能まつりの実施（P27に再掲）</u></p> <p>郷土が培ってきた伝統・文化を広め、住民の郷土への愛着心を高め地域のふれあいを強めるとともに、観光資源として市内外からの集客を図るため、あきしま郷土芸能まつりを開催する</p>	産業活性課
<p><u>高齢者各種教室事業の実施</u></p> <p>65歳以上の高齢者に対し、介護予防や健康増進を図るための各種教室事業を実施する（おもしろ歴史と社会科散歩）</p>	介護福祉課
<p><u>郷土資料室・郷土資料展示室の運営</u></p> <p>歴史や文化の理解を図るため、市内で発掘された土器・石器類や古文書、民具を体系的に展示するとともに、ICTを活用し動画などのコンテンツによる体験を提供する</p>	社会教育課
<p><u>文化財ボランティアの活用</u></p> <p>文化財ボランティアによる文化財めぐりの解説や郷土資料室の事業における補助など、活動の場を提供する</p>	社会教育課
<p><u>文化財めぐりの実施</u></p> <p>文化財保護に対する啓発を図るため、身近な文化遺産をとおして郷土昭島を知る機会を提供する</p>	社会教育課
<p><u>郷土資料室企画事業の充実</u></p> <p>歴史や文化財を深く理解するための企画展示や各種講演会、子ども向けワークショップなど、郷土の歴史や文化に親しむ機会を提供する</p>	社会教育課
<p><u>伝統芸能の後継者の育成</u></p> <p>市民の共有の財産であり、将来の文化芸術の発展の基礎となる伝統芸能を保存・継承するための支援を行う</p>	社会教育課
<p><u>地域の文化財の保護、保存</u></p> <p>国や都の指定文化財を保護・保存の支援、市指定文化財の保護・保存と活用のための助成事業及び埋蔵文化財や民具、古文書の収集などを図り、地域の文化財の保護、保存に努める</p>	社会教育課
<p><u>市史・文化財資料図書の発刊・頒布</u></p> <p>歴史や文化財に関する資料を作成し、広く市民に周知する</p>	社会教育課
<p><u>文化財資料デジタルアーカイブ化の推進</u></p> <p>歴史や文化財、市資料をデジタル化し、広く公開する</p>	社会教育課

基本施策④ 多様な主体と連携した文化芸術活動の促進



【現状と課題】

文化芸術は、人と人、人と地域をつなぐ基盤の役割を果たしています。また、文化芸術がもつ潜在的な価値は、地域を豊かにする大きな資源となります。文化芸術により生み出される様々な価値を地域資源として、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野と連携させることが重要です。

地域の特性や様々な資源を活かした文化芸術の推進を図り、観光等をはじめとした各関連分野と有機的に連携させることで、地域の活性化に努めることが必要です。

今後、文化芸術の振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の分野の施策と有機的・広域的な連携を深める中で、人口減少社会にあっても、文化芸術の継承、発展及び創造に加え、地域経済の活性化につなげていくことが重要です。

【政策指標】

- ◇来訪者数を増やします
- ◇文化芸術の継承、発展及び創造を図り、地域経済の活性化につなげます

【施策の方向】

- ◇文化芸術をとおして、多様な交流が生まれるよう努めます。
- ◇文化芸術の継承、発展及び創造につなげ、更なる文化芸術の振興を促進するため、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等幅広い分野との連携を図り、総合的な施策の展開、推進に努めます。
- ◇市内の関係団体だけでなく多摩地域の多様な主体とネットワークを構築し、文化・芸術を中心とした地域の活性化に努めます。

－ 主要施策 －

事業概要	担当課
<p>関係団体、企業等との連携の促進</p> <p>文化・芸術に係る様々な取組を、地域の活性化につなげていくため、昭和の森芸術文化振興会、昭島観光まちづくり協会をはじめとする多様な主体とのネットワークの構築を推進する</p>	<p>企画政策課 産業活性課 ほか</p>
<p>あきしま郷土芸能まつりの実施（P25に再掲）</p> <p>郷土が培ってきた伝統・文化を広め、住民の郷土への愛着心を高め地域のふれあいを強めるとともに、観光資源として市内外からの集客を図るため、あきしま郷土芸能まつりを開催する</p>	<p>産業活性課</p>
<p>文化芸術を観光資源とした見学ツアーの実施（P21に再掲）</p> <p>観光資源として「昭島・昭和の森 武藤順九彫刻園」「IHIそらの未来館」「家具の博物館」「アキシマエンス」等の文化芸術施設の見学を組み込んだ町あるきや、藍染体験・写真教室等のワークショップを実施する</p>	<p>産業活性課</p>
<p>アキシマクジラ等の文化財を活用した産業振興、観光振興の実施</p> <p>文化財を活用し産業振興、観光振興を図るため、くじらをかたどった菓子や市内史跡をモチーフとした菓子の商品化を進めるとともに、くじらをシンボルとした市民まつり（くじら祭）を開催する</p>	<p>産業活性課</p>
<p>高齢者作品展の実施</p> <p>高齢者間の交流や地域の活性化を図るため、高齢者福祉センターで活動している昭島市老人クラブ連合会において日頃の成果を発表するための作品展を実施する</p>	<p>介護福祉課</p>
<p>高齢者各種教室事業の実施（P21に再掲）</p> <p>市内に居住する65歳以上の高齢者に対し、介護予防や健康増進を図るための各種教室を実施する（陶芸、書道、絵手紙）</p>	<p>介護福祉課</p>
<p>障害者作品展の実施</p> <p>障害者の自立を支援するとともに、障害者に対する理解を深めるため、障害者が制作した作品の展示を行う</p>	<p>障害福祉課</p>

VII 推進のために

1 文化芸術推進の担い手

本計画に基づき文化芸術を推進していくため、各主体が担うべき主な役割は次のとおりです。

① 市

市は、文化芸術活動の主体は市民であるという基本姿勢に立って、市民の自主的な文化芸術活動を促進し支援に努めるほか、昭島市の歴史、風土など、地域の特性を踏まえた文化芸術に関する施策を総合的に策定し、市内のそれぞれの主体が多様な特性を生かしながら、文化芸術の振興を効果的に推し進めることができるよう施策の推進に取り組むとともに、その環境整備に努めます。

② 市民

文化芸術の創造、発展の担い手は、市民一人一人です。

多くの市民が文化芸術にふれることにより、文化芸術を育てる基盤が形成され、新たな文化芸術の創造へとつながります。

市民一人一人が文化芸術活動への理解を深め、自主的に関わる意識を持ち、積極的に文化芸術活動を行うことによって、本市の文化芸術を支える主体となります。

③ 民間団体

文化芸術活動団体やNPO、自治会、企業等の民間団体は、組織力や独自の手法、企画力を有し、文化芸術振興の大きな担い手となり、豊かな地域づくりの推進力となっています。また、華道、茶道、ピアノの教室やカルチャーセンター等も市民の文化芸術活動の振興にとって大きな役割を果たしています。

こうした民間の団体が、より広い視点で結集した力を発揮し、文化芸術活動を積極的に展開するとともに、文化芸術活動に取り組んでいる市民を様々な形で支援していくことによって、本市の文化芸術を支える力となります。

④ 教育機関等

次代を担う子どもたちが、様々な文化芸術にふれて感動や共感を受けることは、創造力やコミュニケーション能力の育成、さらには人間形成にとっても大きな役割を果たします。その意味で、保育園や幼稚園で幼児のうちから本や音楽、演劇、絵画等にふれる機会を持つことは大変意義あることです。

また、小・中・高等学校では、子どもたちが基礎的な学力を身に付けるとともに音楽や美術（図画工作）、文化的行事な授業や課外活動をとおり、また、市民会館での芸術鑑賞事業など、優れた文化芸術に直接ふれることにより、豊かな感性や人と共感する心、さらには優れた表現力を育むことができます。郷土資料室では、昭島の歴史や地域文化にふれられ、郷土資料展示室では、昭和以前に利活用されていた道具や生活用具にふれ、使い捨てではない日用品をとおりしてSDGsにつながる学習も体験できます。

図書館、公民館等社会教育機関では、市民の自発的な学習とともに各種講座の開設や人材育成事業を展開し、市民が文化芸術に親しむきっかけを提供していきます。

これらの教育機関等は、文化芸術にふれる機会の提供や高い専門性を生かした支援など、文化芸術活動に積極的に関わることによって、本市の文化芸術を支える力となります。

2 多様な主体との連携・協働

文化芸術の推進にあたっては、市、市民、民間団体、企業、学校等、文化芸術に関わる主体と、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の分野に関わる多様な主体が、それぞれ連携・協力していくことが必要です。そのため、各主体のネットワークの構築や、協働のしくみづくりを進めます。

また、他の自治体や市外の団体などとも交流を深め、連携を図っていくことも必要です。

3 情報の収集及び提供

子どもから高齢者、障害者など市民の誰もが、文化芸術に親しみ、その活動を促進していくためには、文化芸術に関する情報の収集と提供は大切です。

文化団体や芸術家及びその作品に関すること、文化芸術関係のイベント情報、国・都・市の各種文化芸術関係の制度や施策の情報など、収集と提供に努めます。

また、そのためにも、市の広報紙やホームページに加え、SNSを積極的に活用するなど、情報の提供媒体についても整備、改善を図ります。

4 顕彰制度の検討

文化芸術活動を行っている人たちの活動意欲や市民の文化芸術に対する関心を高めるとともに、人材育成の効果も期待できることから、顕彰制度を活用することは意義があります。

文化芸術活動に優れた成果をおさめた個人・団体、あるいは、文化の振興に顕著な功績があった個人・団体などに対する顕彰の実施について、国や東京都の顕彰制度の内容も踏まえ検討します。

5 市民意見の反映

昭島市の文化芸術を推進していくうえでは、文化芸術に関わる様々な個人、団体との情報交換に努めるとともに、事業実施にあたっては、市民意見の募集、アンケートの実施、検討組織への市民参加など、市民の意見が効果的に施策に反映できるしくみづくりを進めます。

6 推進体制の整備

現在、昭島市の文化芸術に関する施策は、市長部局、教育委員会の各課が、それぞれの行政課題に基づき独自の事業を実施しています。

一方、市内では、昭島市文化協会や昭和の森芸術文化振興会等の民間団体が、各団体の特性を生かしながら主体的に文化芸術活動を展開しています。

こうした中で、今後、文化芸術の振興を総合的かつ計画的に推進していくためには、市の各部課の施策の調整を図り、コーディネートしていくことができる組織の整備を検討していく必要があります。

また、行政と市内の各団体・個人との連携を強化していくことも重要な課題であり、そのための審議会その他の合議制の機関の設置についても検討を進めます。

❖ 付属資料

資料 1 昭島市の歴史的文化遺産

昭島市には、多くの歴史的文化遺産があります。

かつて、この地域が海であったことを物語る約200万年前の「アキシマクジラ」の化石をはじめ、縄文時代早期の土器や住居跡などの遺跡も発見されています。

平安時代中期以降は、多摩川北岸の奥多摩街道沿いに多くの神社仏閣が創建され、現在もその姿を残しています。

また、市内の神社では、古くから無病息災、五穀豊穡などを祈願する祭礼が行われており、今も地元の氏子を中心に囃子や獅子舞などの伝統芸能が受け継がれています。

そのほかにも、市内には歴史を物語る有形・無形の文化財や市民の日々の生活を支えた民具、農具、養蚕具、漁労具等の民俗文化財も数多く残されていますが、こうした貴重な歴史的文化遺産を守り、後世に伝えていくことが必要です。

昭島市内の国、東京都及び市指定の文化財は次のとおりです。

◆ 国指定文化財

- 1 玉川上水（美堀町ほか）

◆ 東京都指定文化財

- 1 木造大日如来〈金剛界〉坐像（拝島町大日堂内）
- 2 木造釈迦如来坐像（拝島町大日堂内）
- 3 木造阿弥陀如来坐像（拝島町大日堂内）
- 4 木造金剛力士立像 二軀（拝島町大日堂仁王門内）
- 5 拝島のフジ（拝島町大日堂境内）
- 6 拝島日吉神社の榊祭（拝島町日吉神社一伝承地）
- 7 獣脚付有蓋短頸壺 付・石櫃他一括（玉川町出土、教育委員会保管）
- 8 中神の獅子舞（中神町熊野神社一伝承地）
- 9 大日堂境域 及び 日吉神社境域（拝島町）
- 10 旧三井家拝島別邸〈啓明学園北泉寮〉（拝島町）

◆ 市指定の文化財

- 1 おねいの井戸（拝島町大日堂境内）
- 2 花井の井戸（拝島町）
- 3 大けやき（郷地町稻荷神社境内）
- 4 大公孫樹（中神町熊野神社境内）
- 5 林ノ上遺跡〈拝島式土器発掘跡〉（緑町）
- 6 拝島日吉神社祭礼囃子（拝島町日吉神社一伝承地）
- 7 福島ばやし（福島町福島神社一伝承地）
- 8 広福寺の大松（福島町広福寺境内）
- 9 大日堂（拝島町）
- 10 大日堂仁王門（拝島町大日堂境内）
- 11 紅林家文書四通（郷地町紅林家、教育委員会保管）
- 12 不老軒宇多々作「月迺野露草雙紙」稿本全六冊（郷地町宮崎家）
- 13 龍津寺本堂天井板絵五五面及び杉戸絵一六面（拝島町龍津寺本堂）
- 14 内藤源左衛門藤原正頼〈正久〉の墓（福島町広福寺墓地）
- 15 山王祭礼図絵（拝島町普明寺）
- 16 縄文時代初頭の丸底深鉢形土器〈上川原遺跡出土〉（教育委員会保管）
- 17 浄土古墳（田中町）
- 18 経塚下遺跡出土遺物一括（教育委員会保管）
- 19 日吉神社本殿彫刻並びに拝殿格天井花鳥画七〇面・板壁絵二面及び幣殿杉戸絵四面
（拝島町日吉神社）
- 20 拝島日吉神社祭礼加美町屋台（拝島町一加美町屋台保存会）
- 21 拝島日吉神社祭礼奈賀町屋台（拝島町一奈賀町屋台保存会）
- 22 拝島日吉神社祭礼志茂町屋台（拝島町一志茂町屋台保存会）
- 23 大神古墳出土遺物一括〈五点〉（教育委員会保管）
- 24 中神・熊野神社本殿及び拝殿（中神町熊野神社）
- 25 アキシマクジラ化石標本（教育委員会保管）

◆ 国登録有形文化財

- 1 西川家旧別邸蔵（中神町）

資料2 文化芸術に関するアンケート調査

(1) 調査目的

このアンケート調査は、市民の皆様の、文化芸術活動への関心や、活動状況などについて伺い、新たに作成する「昭島市文化芸術推進基本計画」の基礎資料とすることを目的として実施しました。

(2) 調査方法

市の施設利用者への配付や公式ホームページへの掲載を行い、各施設や郵送、メールでの受付を行いました。

(3) 調査期間

令和3年8月16日（月）から令和3年9月15日（水）まで

(4) 回収結果

836件

文化芸術に関するアンケート結果

1 あなたの年齢を教えてください

年代	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	計
人数	16	13	18	66	105	157	446	821
割合(%)	2.0	1.6	2.2	8.0	12.8	19.1	54.3	

2 あなたの性別を教えてください

性別	男性	女性	左記以外	計
人数	325	499	0	824
割合(%)	39.4	60.6	0	

3 あなたは、昭島市に住んで何年になりますか

年数	1年未満	1～10年	11～20年	21～30年	31年以上	市外	計
人数	3	48	90	107	457	120	825
割合(%)	0.4	5.8	10.9	13.0	55.4	14.5	

4 あなたが、現在楽しんでいる主な文化芸術活動を**3つまで**お選びください

活動内容	人	割合(%)	活動内容	人	割合(%)
読書・文学	278	16.6	俳句・短歌	51	3.1
音楽	357	21.4	陶芸	33	2.0
写真	56	3.3	ダンス・舞踊	144	8.6
伝統芸能	44	2.6	大衆芸能	21	1.3
演劇	65	3.9	映画	181	10.9
囲碁・将棋	69	4.1	茶道・華道・書道	74	4.4
美術(絵画・彫刻等)	107	6.4	漫画・アニメーション	55	3.3
その他	135	8.1			

5 あなたは現在、何か文化芸術活動をしていますか
 (設問4の回答を含みますが、鑑賞のみの場合は除きます)

	人	割合 (%)
はい	501	63.1
いいえ	293	36.9

◇ 設問5で「はい」と回答した方に質問します

5-2 あなたが現在行っている文化芸術活動を3つまでご記入ください

活動内容

活動内容	人	割合 (%)	活動内容	人	割合 (%)
読書・文学	103	13.0	俳句・短歌	34	4.3
音楽	193	24.4	陶芸	23	2.9
写真	22	2.8	ダンス・舞踊	111	14.0
伝統芸能	25	3.2	大衆芸能	8	1.0
演劇	32	4.0	映画	21	2.7
囲碁・将棋	36	4.6	茶道・華道・書道	56	7.1
美術(絵画・彫刻等)	51	6.5	漫画・アニメーション	5	0.6
その他	70	8.9			

活動単位

活動単位	人	割合 (%)
個人	207	24.8
団体	628	75.2

活動場所

活動場所	人	割合 (%)	活動場所	人	割合 (%)
KOTORI ホール (市民会館)	53	6.3	公民館	270	31.9
市立会館	160	18.9	市民交流センター	22	2.6
勤労商工市民センター	29	3.4	高齢者福祉センター	27	3.2
保健福祉センター (あいぽっく)	29	3.4	アキシマエンス	71	8.4
児童センター(ぱれっと)	8	1.0	自治会の施設	31	3.7
学校施設	11	1.3	民間の施設	27	3.2
自宅	68	8.1	オンライン	10	1.2
その他	29	3.4			

◇ 設問5で「いいえ」と回答した方に質問します

5-3 あなたが文化芸術活動をしていない理由は何ですか

2つまでお選びください

活動していない理由	人	割合 (%)
費用がかかるから	50	12.8
興味・関心がないから	84	21.6
活動する場所がないから	34	8.7
時間がないから	144	37.0
バリアフリーでないから	1	0.3
情報が届かないから	54	13.9
その他	22	5.7

6 あなたが、これからやってみてみたいと思う文化芸術活動（鑑賞のみを除く）は何ですか
3つまでお選びください（現在活動しているものを含みます）

活動内容	人	割合（％）	活動内容	人	割合（％）
読書・文学	65	5.4	俳句・短歌	87	7.2
音楽	250	20.8	陶芸	87	7.2
写真	103	8.6	ダンス・舞踊	108	9.0
伝統芸能	31	2.6	大衆芸能	16	1.3
演劇	34	2.8	映画	61	5.1
囲碁・将棋	70	5.8	茶道・華道・書道	110	9.2
美術（絵画・彫刻 等）	113	9.4	漫画・アニメーシ ョン	15	1.3
その他	51	4.3			

7 あなたは、市内で行われている行事に参加したことがありますか
 参加（鑑賞を含む）したことの全てお選びください

行事名	人	割合（％）	行事名	人	割合（％）
市民文化祭	418	20.4	くじら祭	398	19.4
青少年フェスティ バル	225	11.0	地域のおまつり	291	14.2
文化協会芸術祭	121	5.9	あきしま郷土芸能 まつり	168	8.2
産業まつり	399	19.5	その他	28	1.4

8 文化芸術活動をより活発にするには、特にどのようなことが必要だと思いますか
1つお選びください

必要なこと	人	割合 (%)	必要なこと	人	割合 (%)
様々な文化関係情報	122	13.1	他地域・団体との交流	59	6.3
講座・教室の充実	206	22.1	発表会・大会などの開催	130	13.9
優れた文化・芸術にふれる機会の提供	152	16.3	優れた指導者の紹介・育成	76	8.1
仲間づくりの機会	166	17.8	その他	22	2.4

9 文化芸術活動をより活発にするには、どのような情報が必要だと思いますか
2つまでお選びください

必要な情報	人	割合 (%)	必要な情報	人	割合 (%)
地域で文化活動に取り組む団体や人の情報	415	32.8	地域外の文化情報	103	8.2
講師・指導者の情報	214	16.9	施設の情報	201	15.9
文化イベント情報	292	23.1	書籍の紹介	26	2.1
その他	13	1.0			

10 文化芸術活動に関する情報をどのような手段で入手したいですか

2つまでお選びください

情報入手手段	人	割合 (%)	情報入手手段	人	割合 (%)
昭島市ホームページ	340	24.1	広報あきしま	507	35.9
ポスターや看板などの掲示物	173	12.2	知人からの口コミ	94	6.7
インターネット	130	9.2	Twitter・LINE・FacebookなどのSNS	48	3.4
新聞や雑誌	49	3.5	ちらし	60	4.2
その他	11	0.8			

11 あなたにとって、文化芸術活動をより活発にするためにはどのような場所が必要ですか

2つまでお選びください

場所	人	割合 (%)	場所	人	割合 (%)
KOTORI ホール (市民会館)	231	16.8	公民館	355	25.8
市立会館	222	16.2	中規模(400～500席)の劇場	59	4.3
多目的ホール	172	12.5	音楽スタジオ	75	5.5
ギャラリー(展示室)	63	4.6	アトリエ	18	1.3
美術館	54	3.9	図書館	76	5.5
郷土博物館	30	2.2	その他	19	1.4

1 2 文化芸術の振興を図るために、あなたは、行政に対してどのような支援・役割を期待しますか

2つまでお選びください

支援・役割	人	割合 (%)
文化芸術活動に関する情報提供	219	16.6
練習や活動場所の提供	380	28.9
財政的な支援	178	13.5
鑑賞機会の提供	101	7.7
文化団体や芸術家とのネットワークづくり	53	4.0
市の事業の企画・運営への参加機会の提供	48	3.7
街中にアートを増やすなどのまちづくり	45	3.4
文化芸術活動を発表できる場所の提供	157	11.9
関連講座や研修会の開催	85	6.5
文化芸術振興施策を担当する組織の設置	34	2.6
行政は何もすべきでない	6	0.5
その他	9	0.7

1 3 文化芸術を担う人材の育成にとって、特に必要なことは何だと思えますか

2つお選びください

人材育成に必要なこと	人	割合 (%)
優れた文化芸術にふれる機会の提供	459	35.6
学校教育における文化関係授業（行事）の充実	192	14.9
優れた指導者の配置	245	19.0
優れた作品や団体、個人の顕彰	86	6.7
人材発掘のための新人コンクール等の開催	85	6.6
地域の支援体制	205	15.9
その他	17	1.3

1.4 昭島市をアピールできる文化的特徴は何だと思えますか

1つお選びください

文化的特徴	人	割合 (%)
神社・仏閣などの歴史的文化的遺産に恵まれている	137	18.0
「アキシマクジラ」の化石や遺跡の発見、研究が進んでいる	327	43.1
地域の祭礼や祭囃子、獅子舞などの郷土芸能が継承されている	134	17.6
市民の文化活動が活発に行われている	139	18.3
その他	23	3.0

1.5 文化芸術が地域の活性化に果たす役割として、特に有効なことは何だと思えますか

2つまでお選びください

有効なこと	人	割合 (%)
人と人、人と地域をつなぐ役割	433	32.3
ふるさとへの誇りと愛着をはぐくむ役割	132	9.8
地域コミュニティを活性化させる役割	262	19.5
多様性を受け入れることのできる社会を形成する役割	84	6.3
国際交流の一助として多文化共生の社会を形成する役割	41	3.1
生涯を通して生きがいや生活の充実をもたらす役割	319	23.8
観光資源としての役割	37	2.7
産業資源としての役割	13	1.0
その他	20	1.5

16 その他、昭島市の文化・芸術の振興を図るためにはどのようなことが必要だと思いますか

目的の明確化と対象者の明確化

個人でも使えるフリースペースの増設

各団体との交流

世代間の交流、場所の確保と情報提供

他の市に施設の使用料の無料化を働きかけ

発表の機会が多くほしい

市民文化祭などをやれたらうれしい

アキシマエンスからの発信、広報にコラム

公民館活動の活発化

文化芸術に触れる機会を設ける、公的支援

自然と共存する施設

広報あきしまに毎回特集を組んで企画する

化石展のような展示をまた開催してほしい

KOTORI ホールの無料演奏会や発表が減った気がする

自治体活動の充実

コンサートや文化講座の充実、市民会館のホームページの充実

次世代への接続

広報に細かく地域の行事を載せる

情報の発信

文化芸術の発表をわかるようにしてほしい

高齢者は遠くの会館に出かけるのは大変なので、近くの会館で年間をとおして講座を受けられるようにしてほしい

あらゆる伝達媒体を使用しての周知、核となる人の養成、発表の場

自由に使える集まれる場所

行事の情報提供

街に彫刻などのモニュメント、子どもが楽しくなる街づくり

絵を展示する展示室が無い（公民館は狭い）

優れた指導者の紹介

地域コミュニティを活かす

若い人が文化・芸術に接する機会を増やす

PR 不足、イベントの活性化

芸術に触れる機会

若い人や新しく昭島に住む人に文化芸術への参加を促す

情報発信、誘致をして他の地域から昭島に人を集める
高齢者、小中学生が参加できる活動をふやす
豊かな自然を生かした取り組み
昭島の古い文化の掘り起こし
自主市民講座ではなく市で講座を開催してほしい、発表の場を増やしてほしい
企業の社会貢献活動の活発化、地下水の幅広い利用
私立の学校に通っていても昭島のイベント情報が入ってくるようにする
高齢者の交流を深める場所づくりと情報発信
触れる機会を増やす、継続できる環境の整備
市民が気軽に参加できる場所
人材の登用
イベントの開催
ホームページに過去の情報が多い、先の情報が少ない
高齢者の交流
公民館、市民センターなどを誰もが借りやすくするシステム
街の美化、子どもや障害者、高齢者に芸術に触れてもらう
河川敷の有効活用
いろいろな講座がオープンになっていると参加しやすい
オンラインを活用した習い事
夜の時間帯を使えるようにしてほしい
モリタウンや駅など人の目に触れるところでのイベントの開催
公民館に専門職員の配置
専門家を交えて方向性を打ち出す
文化芸術施設が少ない
WiFi 環境を整える
色々なことが学習できる環境づくり
若い人にアピールできるイベント
中高生向けのイベント
情報をしてもらえる場所
アキシマクジラの発掘場所を整備してほしい
子どもたちが文化芸術に触れる機会が少ない
活動を発信、受容する仕組みづくり、条件にとらわれない活動環境の提供、芸能文化に興味を持つ機会づくり
土日、仕事終わりに活動している団体を市内企業に紹介する
文化芸術に触れる機会を増やす

観劇できる場所の充実
技術を持っている方に教える機会、場所の提供
リーダーシップのある方の協力
情報、活動場所、指導者へのサポート
市の中小企業が有料でも市の施設を教室等で使えるようにする
文化・芸術の提供、市民参加型の催行、実行組織にやる気のある市民を登用、
地域在住の専門家を登用、近隣自治体との連携
夜も公民館を空けてほしい
他市の情報をリサーチしてほしい
イベントを告知するためのポスター、ちらしを展示する場所が必要
合唱に会場を使用させてほしい
KOTORI ホールは土日以外ほとんど空いているので、エントランス部分だけ安
くするなど利用規則を見直す
東京都と共催するフレッシュ名曲コンサートに手を挙げる
市民が気楽に作品発表できる場を増やす
市に在住しているプロを発掘し地域につなげる
健康増進（健康無くして文化・芸術の振興はあり得ない）
昭島市在住の専門家に活躍してもらいたい
市で文化活動を行っている専門家の情報をまとめて欲しい
全国的にも昭島は剣道会で有名なので観光資源になるのでは
夜の練習場所の確保が思うように出来ない、大ホールがほとんど空いているの
で、舞台だけとかフロント部分だけとか貸してほしい
団体登録して小ホールを借りる縛りなどを見直してほしい
行政の担当部署に専門家の配置
ピアノのある練習場所を増やす

資料3 昭島市文化芸術振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術が子どもから大人まですべての人々の心に潤いとゆとりをもたらし、創造力豊かな人間性をはぐくむとともに、人々の交流や心のつながりを深め、相互に理解し尊重し合う社会の基盤を形成するものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関する基本的な事項を定めることにより、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、市民の自主性及び創造性が十分に尊重され、市民による多様な文化芸術活動が促進されるよう配慮されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、すべての市民が文化芸術を創造し、享受する権利を有することを踏まえ、市民が等しくこれを鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、歴史や風土の中で培われ、先人から受け継がれてきた文化芸術が保存され、将来に継承されるよう配慮されなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に係る国の内外の地域との交流が推進されるよう配慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、広く市民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念に従い、市の歴史、風土等地域の特性を踏まえて文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。

(市民の役割)

第4条 市民は、文化芸術の果たす役割を理解し、自らがその担い手であることを自覚するとともに、それぞれの文化芸術活動を尊重しつつ、自主的かつ創造的な文化芸術活動の推進に努めるものとする。

(団体の役割)

第5条 企業、文化団体、民間非営利団体等地域社会の一員である団体は、前条に規定する役割のほか、市民の文化芸術活動の支援に努めるものとする。

(基本方針)

第6条 市は、文化芸術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 市民の自主的な文化芸術活動の促進に関すること。

(2) 市民の文化芸術に関する意識の高揚に関すること。

(3) 市民の文化芸術に接する機会の拡充に関すること。

(4) 文化芸術活動に係る環境の整備及び充実に関すること。

(5) 歴史的文化遺産と伝統的な文化芸術の保存、継承及び活用又は発展に関すること。

(6) 文化芸術活動を担う人材の育成に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関する基本的な事項に関すること。

3 市は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(財政上の措置)

第7条 市は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第8条 市は、市民の文化芸術の振興の取組を促進するため、広く文化芸術に関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

(顕彰)

第9条 市は、文化芸術の振興に寄与したものの顕彰に努めるものとする。

(施策形成への市民の意見の反映等)

第10条 市は、文化芸術の振興に関する施策の形成に当たって、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じるとともに、その施策の推進に必要な体制の整備に努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

資料 4 昭島市文化芸術推進基本計画策定検討委員会

(1) 昭島市文化芸術推進基本計画策定検討委員会要綱

(設置)

第1条 昭島市文化芸術振興基本条例(平成20年昭島市条例第18号)第6条の規定に基づき、市の文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するに当たって、昭島市文化芸術推進基本計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、基本計画の策定に当たり、必要な事項について検討及び協議をし、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

- (1) 公共的団体の関係者 7人以内
- (2) 学識経験のある者 3人以内
- (3) 公募市民 2人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による報告を終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、委員会の議長となる。

(意見聴収等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴取することができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月19日から実施する。

(2) 昭島市文化芸術推進基本計画策定検討委員会名簿

選出区分	氏名	選出団体等	備考
公共的団体 関係者	大澤 俊則	昭島市文化協会	
	幸田 義康	昭島市民会館文化事業協会	
	阿部 哲也	昭和の森芸術文化振興会	
	臼井 哲夫	昭島郷土芸能協会	
	熱田 喜信	昭島市商工会	
	青木 和昭	一般社団法人昭島観光まちづくり協会 (家具の博物館 館長)	
	田内 實	老人クラブ連合会	
学識経験	新谷 尚紀	昭島市文化財保護審議会委員 (國學院大學大学院 客員教授)	委員長
	井田 勝己	大学教授 (東京造形大学)	副委員長
	信國 遙	昭島市社会教育委員	
公募市民	河村 久理子		
	武井 大貴		

(3) 昭島市文化芸術推進基本計画策定検討委員開催経過

	開催日	内容
1	令和3年7月13日	<ul style="list-style-type: none">・委員の委嘱・委員長、副委員長の選出・文化芸術振興基本法の改正について・計画策定スケジュールについて・基本方針（案）について・アンケートの実施について
	令和3年8月15日 ～令和3年9月15日	<ul style="list-style-type: none">・文化芸術に関するアンケート調査の実施
2	令和3年10月4日	<ul style="list-style-type: none">・アンケートの実施結果について・基本方針・計画（たたき台）について
3	令和3年11月11日	<ul style="list-style-type: none">・アンケート集計結果の補足について・基本方針・計画（素案）について・パブリックコメントの実施について
4	令和4年2月9日 書面	<ul style="list-style-type: none">・パブリックコメントの結果について・総合教育会議における文化芸術推進基本計画（素案）に係る委員意見等について

資料 5 昭島市文化芸術推進基本計画策定庁内検討委員会

(1) 昭島市文化芸術推進基本計画策定庁内検討委員会要綱

(設置)

第1条 昭島市文化芸術振興基本条例(平成20年昭島市条例第18号)第6条の規定に基づき、市の文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するに当たって必要な事項を調査検討するため、昭島市文化芸術推進基本計画策定庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、基本計画策定に関して必要な事項について検討、調整等を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員14人以内をもって組織する。

2 委員長は政策担当部長の職にある者を、副委員長は生涯学習部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

4 前項に規定する者のほか、公募による職員2人以内を委員に充てることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、基本計画の策定が完了したときまでとする。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の議長となる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取し、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月19日から実施する。

別表（第3条関係）

1	企画部行政経営担当課長
2	子ども家庭部子ども育成課長
3	学校教育部統括指導主事
4	生涯学習部社会教育課長
5	生涯学習部市民図書館管理課長
6	生涯学習部市民会館・公民館長
7	企画部広報課広報係長
8	市民部生活コミュニティ課市民活動推進係長
9	市民部産業活性課産業振興係長
10	保健福祉部障害福祉課障害福祉係長
11	保健福祉部介護福祉課高齢者支援係長
12	生涯学習部社会教育課文化財係長

(2) 昭島市文化芸術推進基本計画策定庁内検討委員会名簿

氏名	職名	備考
萩原 秀敏	政策担当部長	委員長
倉片 久美子	生涯学習部長	副委員長
関谷 大介	企画部行政経営担当課長	
野口 明彦	子ども家庭部子ども育成課長	
佐々木 光子	学校教育部統括指導主事	
塩野 淑美	生涯学習部社会教育課長	
磯村 義人	生涯学習部市民図書館管理課長	
立川 豊	生涯学習部市民会館・公民館長	
佐久間 玉樹	企画部広報課広報係長	
森谷 君江	市民部生活コミュニティ課市民活動推進係長	
山田 恵理	市民部産業活性課産業振興係長	
川島 達史	保健福祉部障害福祉課障害福祉係長	
大貫 幸人	保健福祉部介護福祉課高齢者支援係長	
伊藤 雅彦	生涯学習部社会教育課文化財係長	
坂口 恵	市民部課税課市民税係（公募職員）	
笹 悠人	都市整備部交通対策課交通安全係（公募職員）	

(3) 昭島市文化芸術推進基本計画策定庁内検討委員開催経過

	開催日	内容
1	令和3年6月18日	<ul style="list-style-type: none">・文化芸術振興基本法の改正について・今後のスケジュールについて・基本方針（案）について・アンケートについて
2	令和3年9月16日	<ul style="list-style-type: none">・アンケートの実施状況について・基本方針・計画（たたき台）について・主要施策について
3	令和3年10月21日 書面	<ul style="list-style-type: none">・アンケート集計結果の補足について・基本方針・計画（案）について
4	令和4年2月7日 書面	<ul style="list-style-type: none">・パブリックコメントの結果について・総合教育会議における文化芸術推進基本計画（素案）に係る委員意見等について

資料6 文化芸術基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）

第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市(特別区を含む。第三十七条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。))にあつては、その長は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

昭島市文化芸術推進基本計画

令和4年度～令和13年度

発行年月 : 令和4(2022)年3月
発行 : 昭島市
編集 : 企画部企画政策課
住所 : 〒196-8511 昭島市田中町1-17-1
電話 : 042-544-5111 (代表)

